

## 委員会提出議案第23号

### 民法第772条の嫡出の推定に関する意見書

民法第772条第2項に規定される「婚姻の解消若しくは取消しの日から300日以内に生まれた子は、婚姻中に懐胎したものと推定する」という「嫡出の推定」は、明治民法制度下の家族制度や身分制度を背景として、真実の父子関係よりも婚姻を前提とした父子関係を優先させることにより、婚姻秩序や世代間の財産承継秩序の維持などを図るため、法的安定性に比重を置きつつ、当時の医学的な知見に基づいて設けられたものと考えられます。

この規定の施行から110年を経過し、結婚や家族というものに対する考え方や価値観も時代とともに変遷しており、また、医学的進歩も急速に進むなど、規定の趣旨が現在の婚姻関係や親子関係の実態と離れつつあり、様々な事情により出生の届出が行われず無戸籍となるなど、不利益を被っている多くの子どもの存在が明らかになっています。

国においては、離婚後妊娠の場合に限り医師の証明を添付させることにより現在の夫の子として出生届を認める救済措置や無戸籍の子どもの旅券の発給、出生届の提出にいたらない子どもの住民票記載など、嫡出の推定により受ける不利益の救済のための取組を進めていますが、その対象となるのは全体の一部に過ぎず、圧倒的に多いのは対象外となっている離婚前妊娠のケースであり、救済を求める声は依然として強くなっています。

我が国が平成6年に批准した「児童の権利条約（子どもの権利条約）」では、児童は出生の後直ちに登録されるとしており、国も、この条約を特定の国の法制度に偏重することなくすべての国に受け入れられるべき普遍性を有するものと位置付けています。また、1959年に国連総会で採択され、この条約でも引用されている「児童の権利に関する宣言」では、児童は、その出生の前後において適当な法的保護を含む特別な保護が必要であるとしています。

以上のことから、国においては、制度を取り巻く状況を踏まえて慎重な検討を重ねつつ、子どもの人権を守り、幸福な環境で育てられるよう、嫡出の推定に係る救済対象の拡大や運用の見直しを進めるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成20年11月27日提出

さいたま市議会市民生活委員会

委員長 沢田 力